

電気工事業者の更新登録申請について

千葉県知事の登録を受けた電気工事業者の方が、登録の更新をする場合は、下記により手続きをしてください。更新の申請は、有効期間満了日の1か月前から受付いたします。

なお、有効期間を過ぎて申請した場合は、新規扱いとなりますので注意してください。

記

1. 申請先等

- (1) 申請先 千葉県電気工事工業組合（本部）
〒260-0005
千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 申請方法 申請書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、
組合本部の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを
電話連絡してください。

2. 申請書類

- (1) 登録電気工事業者更新登録申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 12,000円
※千葉県収入証紙は、千葉県電気工事工業組合（本部）にて販売しています。
- (3) 申請者の住民票等又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ①申請者が個人の場合
住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類の写し 1通
- ②申請者が法人の場合
法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (4) 誓約書（法第6条に規定する登録の拒否要件に該当しない者であることの誓約）
個人の氏名又は法人の代表者の氏名は自署になります。
- (5) 主任電気工事士の雇用証明書
次の場合には、必要ありません。
- ①申請者が個人の場合で、申請者と主任電気工事士が同一の場合
- ②申請者が法人の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合
- (6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し
（第一種の方は、受講履歴が確認できるようにコピーしてください）
- (7) 従前の登録電気工事業者登録証

なお、次の場合は別途届出が必要となります。(問い合わせください)

- ① 電気工事業をやめた場合は、廃業届の提出。(登録証の返納)
- ② 登録事項に変更がある場合は、登録事項等変更届出書の提出。
(変更内容によって、添付書類が異なり、手数料がかかる場合があります)
- ③ 建設業許可を取得した場合は、電気工事業開始届出書の提出。(登録証の返納)

3. その他

「登録電気工事業者登録証」が手元に届くまでに、有効期限後2週間程度かかります。